

その疑問、 チャットボットに 相談しませんか？

24時間利用可能

※メンテナンス時間を除きます。



スマホでのご利用は
こちらから▼



2025.9.25 (木) 相談開始

2026.1.31 (土) 相談終了

New
年末調整
(令和7年分)

▼以下の項目についても公開中

所得税の確定申告
(令和6年分)

**e-Tax、確定申告書等
作成コーナーの操作方法**

消費税の確定申告
(令和6年分)

インボイス制度

パソコンでもご利用できます！
こちらで検索▼

国税庁 ふたば



税務職員ふたば



国税庁 法人番号7000012050002

手順1

相談内容を選択

31 年末調整
令和7年分（令和8年1月31日まで）

所得税

所得税の確定申告
令和6年分

e-Tax、作成コーナーの操作方法

消費税

消費税の確定申告
令和6年分

インボイス制度

手順2

相談のしかたを選択

- ・メニューから選択
- ・文字で入力する

メニューをとじる

- 年末調整に必要な書類を調べる
- 年末調整の概要や書類について
- 年末調整が必要か
- よくある状況別に調べる

ここに質問を入力してください。

国税庁
税務相談チャットボット

はじめから アンケート

年末調整が必要かどうか教えてください

「年末調整が必要か（年末調整の対象となる人）」ですね。

原則として扶養控除等申告書②を勤務先に提出している人は、扶養控除等申告書を提出している勤務先で年末調整を受ける必要があります。

年末調整をする人と年末調整ができない人は、それぞれ法律で決まっているため、本人や勤務先の都合で年末調整をするかしないかを選択することはできません。

なお、給与の収入金額が2,000万円を超えている人は、年末調整の対象になりませんので、年末調整はできません。

年末調整の対象になる人とならない人の区分は、次の表のとおりです。

参考情報:

- ☒ 年末調整の対象となる人
- ☒ 年末調整の対象となる給与

相談をすると…
答えがすぐに表示されます。

詳しい情報は、
参考情報の[リンク](#)をクリック

- ・チャットボットは、AI（人工知能）が回答を選択して提示するウェブサービスです。国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）からご利用いただけます。
- ・画面は年末調整に関する相談のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。
- ・メンテナンス等によりご利用できない場合があります。